

東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を改正する基準

東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>2 取扱内容</p> <p>(1) 国民健康保険料の減免</p> <p>ア 対象者</p> <p>大震災が生じた日に、避難指示区域等（下記イ。以下同じ。）に住所を有していた納付義務者（大震災が生じた日に、避難指示区域等の区域設定が平成27年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者及び大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が令和元年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者（当該納付義務者の属する世帯の被保険者の令和6年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）の納付義務者に限る。）を除く。以下同じ。）で、次に掲げる者については、本市減免等基準による災害減免の適用対象とする。</p> <p>〔(ア)～(ウ) 略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ウ <u>減免基準及び減免額</u></p> <p>保険料の減免額は、対象世帯の所得割額、均等割額及び平等割額を減免するものとするが、上記ア（イ）及び（ウ）の者については、対象者の所得割額及び均等割額を減免するものとする。</p> <p>次の①から⑧までに掲げる世帯（当該世帯が既存の本市国民健康保険の世帯に追加で加入となった場合は、本市国民健康保険の世</p> | <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>大震災が生じた日に、避難指示区域等（下記イ。以下同じ。）に住所を有していた納付義務者（大震災が生じた日に、避難指示区域等の区域設定が平成26年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者及び大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が令和元年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者（当該納付義務者の属する世帯の被保険者の令和5年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）の納付義務者に限る。）を除く。以下同じ。）で、次に掲げる者については、本市減免等基準による災害減免の適用対象とする。</p> <p>〔(ア)～(ウ) 同左〕</p> <p>〔イ 同左〕</p> <p>ウ <u>減免額及び減免基準</u></p> <p>[同左]</p> |

帯)につき、次のとおり算定した額とすること。

なお、複数の基準に該当する場合は、最も減免額の大きいものを適用することとし、本市減免等基準を適用する方が有利な場合は、本市減免等基準を適用することとする。

①大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

i 大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が平成 28 年に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯（以下「平成 28 年解除世帯」という。）

⇒2分の1

ii i に該当しない世帯

⇒全部

②大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯

i 平成 28 年解除世帯

⇒2分の1

ii i に該当しない世帯

⇒全部

③大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の A から C までの全てに該当する世帯

[A・B 略]

C 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成 22 年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

i 平成 28 年解除世帯

⇒【表 1】で算出した対象保険料額に

① [同左]

i 大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が平成 27 年に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯（以下「平成 27 年解除世帯」という。）

⇒2分の1減免

ii i に該当しない世帯

⇒全額減免

② [同左]

i 平成 27 年解除世帯

⇒2分の1減免

ii i に該当しない世帯

⇒全額減免

③ [同左]

[A・B 同左]

C [同左]

i 平成 27 年解除世帯

⇒【表 1】で算出した対象保険料額に

【表 2】の平成 22 年の合計所得金額の区分に応じた減免割合の 2 分の 1 を乗じて得た額

[ii 略]

[表 1・2 略]

(注 1) 事業等の廃止や失業の場合には、平成 22 年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部（平成 28 年解除世帯にあつては、2 分の 1）を免除すること。

[(注 2) 略]

④大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

i 平成 28 年解除世帯

⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合の 2 分の 1 を乗じて得た額

[ii 略]

⑤大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯

i 平成 28 年解除世帯

⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額の 2 分の 1

[ii 略]

⑥大震災が生じた日に避難指示区域等に住所を有していた納付義務者（平成 28 年解除世帯及び上位所得層の納付義務者を除く。）の属する世帯（以下「避難指示等世帯」という。）

【表 2】の平成 22 年の合計所得金額の区分に応じた減免割合の 2 分の 1 を乗じて得た額

[ii 同左]

[表 1・2 同左]

(注 1) 事業等の廃止や失業の場合には、平成 22 年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部（平成 27 年解除世帯にあつては、2 分の 1）を免除すること。

[(注 2) 同左]

④ [同左]

i 平成 27 年解除世帯

⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合の 2 分の 1 を乗じて得た額

[ii 同左]

⑤ [同左]

i 平成 27 年解除世帯

⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額の 2 分の 1

[ii 同左]

⑥大震災が生じた日に避難指示区域等に住所を有していた納付義務者（平成 27 年解除世帯及び上位所得層の納付義務者を除く。）の属する世帯（以下「避難指示等世帯」という。）

⇒全部

[(注) 略]

⑦平成 28 年解除世帯

⇒2 分の 1

⑧避難指示等世帯のうち、避難指示区域等の区域設定が令和 6 年度中に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯

i 上位所得層に該当しない場合

⇒全部

ii 上位所得層に該当する場合

⇒令和 7 年度相当分の保険料額であつて、令和 8 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するもののうち、令和 7 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額

エ 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、平成 22 年度相当分、平成 23 年度相当分、平成 24 年度相当分、平成 25 年度相当分、平成 26 年度相当分、平成 27 年度相当分、平成 28 年度相当分、平成 29 年度相当分、平成 30 年度相当分、令和元年度相当分、令和 2 年度相当分、令和 3 年度相当分、令和 4 年度相当分、令和 5 年度相当分、令和 6 年度相当分及び令和 7 年度相当分の保険料であつて、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとする

こと。
なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。

⇒全額減免

[(注) 同左]

⑦平成 27 年解除世帯

⇒2 分の 1

⑧避難指示等世帯のうち、避難指示区域等の区域設定が令和 5 年 4 月 2 日以後令和 5 年度中に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯

i 上位所得層に該当しない場合

⇒全額減免

ii 上位所得層に該当する場合

⇒令和 6 年度相当分の保険料額であつて、令和 7 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するもののうち、令和 6 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額

エ [同左]

減免の対象となる保険料は、平成 22 年度相当分、平成 23 年度相当分、平成 24 年度相当分、平成 25 年度相当分、平成 26 年度相当分、平成 27 年度相当分、平成 28 年度相当分、平成 29 年度相当分、平成 30 年度相当分、令和元年度相当分、令和 2 年度相当分、令和 3 年度相当分、令和 4 年度相当分、令和 5 年度相当分及び令和 6 年度相当分の保険料であつて、平成 23 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付日の支払日。）が設定されているものとする

こと。
なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料

| | |
|--|---|
| <p>[①・② 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>3 適用年月日 令和<u>7</u>年4月1日</p> | <p>とすること。</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>3 [同左] 令和<u>6</u>年4月1日</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p> | |